

ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法・21年9月号



★断ってるのにしつこい電話勧誘！・・・福岡市消費生活センター

(相談事例)

1カ月ほど前から自宅に海外投資の電話勧誘があります。すぐに断っているのに「待ってください、切らないでください」としつこくすがり、切っても数日後にまたかかってきます。別の担当者から「絶対儲かることがわかっているのに話を聞かないのはバカだ」「話も聞かないうちに切るとは失礼だ」などとも言われました。先日は「近くにいるので自宅に行っていいか」と言われ、断りましたが怖い思いをしました。電話をやめさせることはできないでしょうか？

(解説)

特定商取引法第17条では、事業者が電話勧誘を行った際に契約等の締結をしない意思表示した人に対する勧誘の継続や再勧誘を禁止しています。つまり、一度ハッキリと断った人にしつこく勧誘を続けることは違法なのです。

この事例では、センターから事業者に連絡し、名簿からの個人情報削除と再勧誘をしない旨を要請しました。

(アドバイス)

契約は口約束でも成立するので、あいまいな返事をするのはトラブルの元です。契約する気がなければハッキリ「いいません」と断ってすぐに電話を切りましょう。しつこい場合は、事業者名、担当者名を確認し、今後は電話しないように伝えましょう。

万一、不本意な契約をしてしまっても、電話勧誘販売は契約書面を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフ（無条件解約）できます。また、投資など将来が不確実なものについて「絶対儲かる」のような断定的な判断を用いた勧誘があった場合、クーリング・オフの期間を過ぎていても契約を取り消せることがあります。

★エステの途中解約は可能です！・・・飯塚市消費生活センター

(相談事例)

エステ店へ行き、クレジットでエステの契約をしました。サービスを受ける前に「都合が悪くなったので解約したい」と申し出たところ、代金を一括で支払えば解約すると言われました。お金が無くて払えないので困っています。

(解説)

センターから業者へ「本人は一括で払えないのでクレジットで契約している。全額の一括支払いを相談者に求めるのはおかしい。また、エステは特定商取引法の特定継続的役務にあたり、サービスを受ける前なので上限解約手数料（2万円）で解約できるはず。」と主張したところ、業者は解約手数料2万円での解約に応じました。

(アドバイス)

エステは特定継続的役務にあたるため、途中解約は可能です。この相談の場合は、業者側が法律に詳しくなかったためトラブルになったケースです。

サービス開始前や開始後の解約金については法律や政令による規定がありますので、困った場合は最寄りの消費生活相談窓口へ相談してください。

困ったときは、
気軽にご相談
下さい



●各消費生活センターの相談窓口●

福岡県	092-632-0999	(日曜日も電話相談可)
福岡市	092-781-0999	(第2・第4土曜日も電話相談可)
北九州市	093-861-0999	(土曜日も相談可)
久留米市	0942-30-7700	
飯塚市	0948-22-0857	
宗像市	0940-33-5454	

* 電話のかけ間違いにご注意下さい。